

医療機関において、学校感染症（疑いも含む）と診断された場合は、次の①、②または③の要領で、ご連絡いただきますようお願い致します。

※ 第3種その他の学校感染症については、感染症の種類や地域、学校における発生、流行の態様等を考慮の上、学校長が出席停止の判断を行います。
※ 学校感染症に罹患した場合の保護者からの連絡がない場合や出席停止報告や処方薬の説明書等受診したことが分かる書類の提出がない場合は、出席停止になりません。

① 電話にて担任に、病名や医師の指示等をお知らせください。特に、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症につきましては、登校再開予定日について担任に必ずご確認ください。

登校再開の際に②または③の方法で報告をお願いします。

② 右記QRコードを読み込み、必要事項を入力し、処方薬の説明書等（氏名、受診日、病院名、処方薬名が分かるもの）の写しを担任に提出。



出席停止報告入力

③ 下記を記入の上、処方薬の説明書等（氏名、受診日、病院名、処方薬名が分かるもの）の写しを添えて担任に提出。

令和 年 月 日

宮崎県立宮崎農業高等学校長 殿

学校感染症出席停止報告書

医療機関を受診し、学校感染症と診断されましたので報告します。

学年学科	年 科 番
生徒氏名	
保護者氏名	印

診断名	インフルエンザ	その他の感染症 診断名（ ）
発症日	月 日 曜日 ※ 発症した日をご記入下さい	月 日 曜日
受診日	月 日 曜日	月 日 曜日
医師の指示内容	発熱日の翌日から5日間経過後、 かつ解熱後2日を経過するまで	
医師から指示された期間	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日
医療機関名		

※ インフルエンザ以外の感染症で出席停止期間が5日を超えた場合、校医と相談の上、診断書の提出を求められることがあります。

※ インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、解熱した後2日を経過するまで。」
新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は「発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と学校保健安全法で定められています。